

資源リサイクル推進事業

事業内容

○有価物集団回収奨励金交付事業

事業名	有価物回収奨励金交付事業			
目 的	村の各家庭から排出されるごみの中から再資源化出来る有価物を定期的に集団回収している住民団体に対し、1 k g 当たり 3 円の奨励金を交付することにより、ごみの減量化と資源の有効利用を積極的に推進する。			
対 象	村内で組織している地区会、自治会、子ども会育成会、老人会等の団体で古紙類、古布類の集団回収を定期的に実施している営利を目的としない団体			
実 績		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	登録団体数	12	12	13
	新聞紙	145.338 t	142.665 t	126.715 t
	段ボール	47.260 t	42.900 t	41.440 t
	雑誌	96.810 t	86.975 t	83.820 t
	牛乳パック	0.880 t	0.850 t	0.700 t
	古布	26.930 t	25.260 t	23.765 t
	合計	317.218 t	298.650 t	276.440 t
	奨励金額	951,654 円	895,950 円	829,320 円

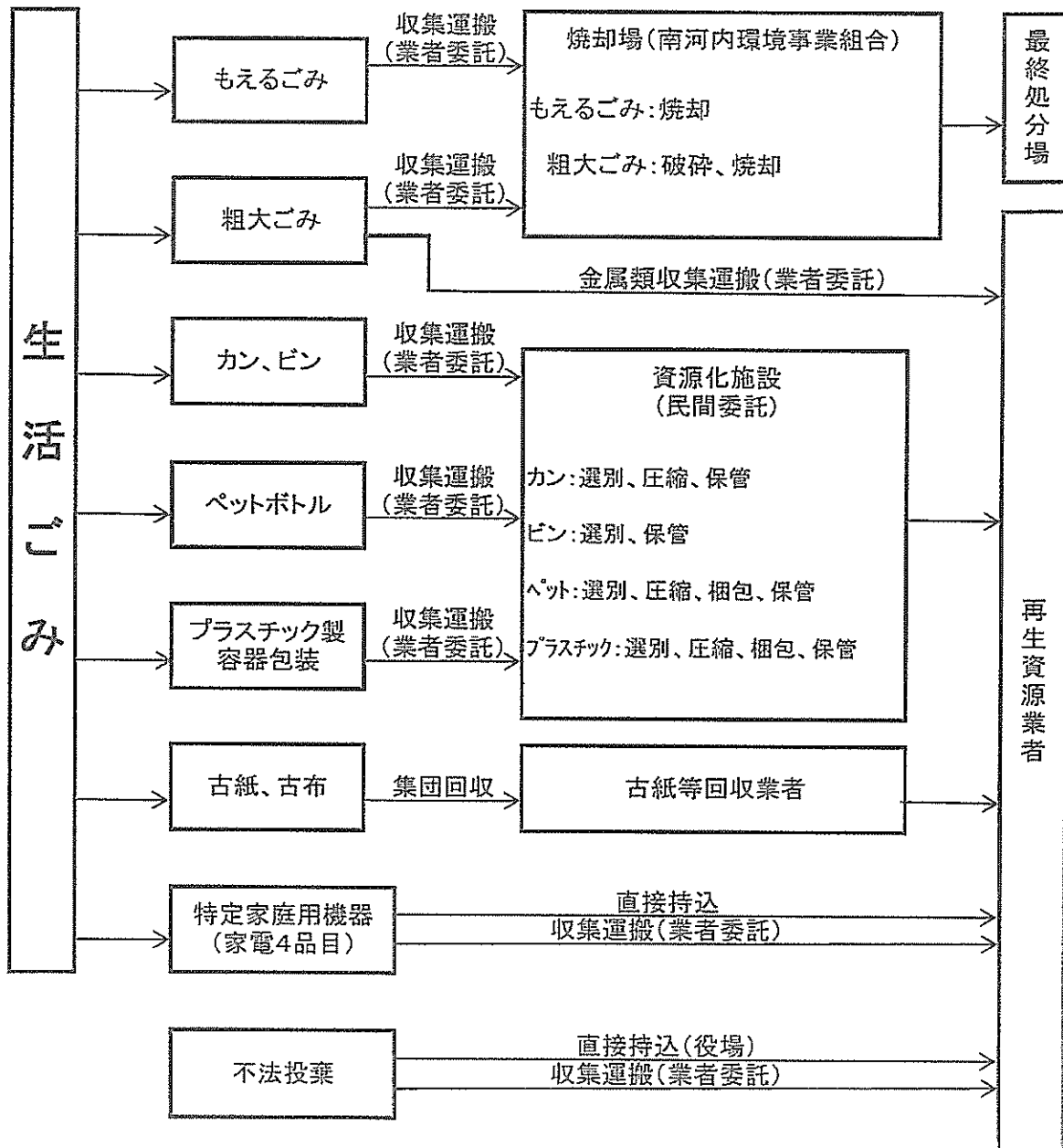
○不法投棄物再商品化委託事業

事業名	不法投棄物再商品化委託事業			
目 的	村内に不法投棄された廃棄物の中から再商品化（再資源化）可能な資源ごみを再資源化業者に引き渡すことでごみの減量化を図る。			
対 象	千早赤阪村内			
実 績		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	エアコン	0 台	1 台	0 台
	テレビ	13 台	8 台	9 台
	冷蔵庫	5 台	6 台	2 台
	洗濯機・乾燥機	2 台	0 台	2 台
	鉄くず等引取	2 回	2 回	1 回
	合計金額	76,280 円	60,157 円	35,681 円

○資源ごみ収集運搬選別再資源化委託事業

事業名	資源ごみ収集運搬選別再資源化委託事業												
目 的	資源として有効活用できるものを容器包装リサイクル法の分別区分によって処理し、また、リサイクルすることにより循環型社会を構築する。												
対 象	村民・事業者												
実績	平成23年度			平成24年度			平成25年度						
	処理量	歳入	歳出	処理量	歳入	歳出	処理量	歳入	歳出	処理量	歳入	歳出	
	カン	スチール	9,040 t	283,410 円		8,950 t	217,652 円	8,430 t	217,805 円		8,430 t	217,805 円	
		アルミ	5,110 t	665,470 円			5,510 t		574,395 円			6,500 t	810,460 円
		白色	8,530 t	3,882 円			8,750 t		4,200 円			8,510 t	3,645 円
	ビン	茶色	9,350 t	2,792 円		9,390 t	2,921 円	9,050 t	3,072 円		9,050 t	3,072 円	
		その他色	19,350 t	-			18,160 t		-			18,680 t	-
		ペットボトル	7,330 t	379,919 円			12,610 t		603,896 円			10,580 t	495,133 円
		プラスチック製 容器包装	35,160 t	231,003 円	2,697,325 円	32,640 t	81,900 円	2,695,474 円	37,540 t	53,535 円	2,699,907 円		
金属くず		6,180 t	-	693,000 円	5,080 t	-	693,000 円	4,680 t	-	693,000 円			

千早赤阪村資源ごみ処理フローチャート



千早赤阪村有価物回収奨励金交付要綱

平成8年4月1日

要 綱

（目的）

第1条 この要綱は、村の各家庭から排出されるごみの中から再資源化出来る有価物を定期的に集団回収している住民団体に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化と資源の有効利用を積極的に推進することを目的とする。

（交付対象団体）

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、村内で組織している地区会、自治会、子ども会育成会、老人会等の団体で、古紙類、古布類の集団回収を定期的実施している団体とする。

2 前項に掲げる団体は、営利を目的とする団体でないこと。

（団体の登録）

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、有価物集団回収実施登録申請書（様式第1号）により、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月1日から同月25日までに村長に登録申請しなければならない。

2 前項の申請後において、当該団体の代表者、名称等に変更が生じたときは、有価物集団回収実施登録団体変更届（様式第2号）により、速やかに村長に届出しなければならない。

（引き渡し業者）

第4条 集団回収した古紙・古布類は、有価物の回収を業とする者に引き渡すものとする。

2 前項の規定に違反する団体については、奨励金の交付対象とはしない。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、有価物1kgあたり3円を交付する。

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体の代表者は、有価物集団回収奨励金交付申請（請求）書（様式第3号）に有価物集団回収奨励金口座振込依頼書（様式第4号）及び村指定取引伝票（様式第5号－3）を添えて申請しなければならない。

2 前項の交付申請（請求）の期限は、各四半期の翌月の末日までとする。

（返還）

第7条 村長は、申請者がこの要綱の規定に違反し、又は申請等に対し虚偽等の不正を行ったときは、奨励金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、第3条中「3月」を「5月」と読み替えるものとする。

附 則 (平成 16 年千早赤阪村要綱第2号)

この要綱は、平成 16 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。